

# 平成30年第1回喬木村議会定例会会議録 ( 第 2 号 )

平成30年3月18日(日曜日)

午前9時00分 開議

## 日 程

### 1. 開 会

### 2. 日 程

#### 第1 会議成立宣言

#### 第2 会議録署名議員の指名 (10番 昼神二三男議員 ・ 1番 佐藤文彦議員)

#### 第3 議員の一般質問

##### 1. 後藤澄壽議員

○この3月をもって廃止される米・麦・大豆に関する「種子法」廃止の対策は

○喬木村を愛する子どもを育てるための地域教育は

##### 2. 下平貢議員

○喬木村ブランド認定制度にむけて

1. S O F I X診断や環境制御への取り組みの現状は

2. 喬木村ブランドの認定制度の確立について

3. 国の関連機関との繋がりを構築していく計画は

##### 3. 木下温司議員

○公共交通と地域の足の確保について

##### 4. 東原靖雄議員

○喬木村の農業立村について

○水田の減反政策の廃止に伴う村の需給は

○中山間地に集落営農組合を

##### 5. 櫻井登議員

○建造物・構造物等の危険性の掌握と、具体的な対策はどうなっているのか

○医療費・介護費の抑制に関する新しい施策を

○「地域包括ケアシステム」の『イズムリンク』の趣旨と徹底について  
また「ガイドライン」作成と全戸配布を

6. 福澤真理子議員

○電磁波の影響について心配の声にどう考えられるか

○地域、地域住民への期待は

7. 後藤章人議員

○当村における保育園の安全管理について

3. 散 会

---

応集議員 12名

---

出席議員 11名  
(別表のとおり)

---

欠席議員 1名  
(別表のとおり)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名  
(別表のとおり)

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名  
(別表のとおり)

---

---

## 1. 開 会

○副議長（小池 豊） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻になりましたので、ただいまから平成30年第1回喬木村議会定例会を再開いたします。

---

## 2. 日 程

### === 日程第1 会議成立宣言 ===

○副議長（小池 豊） 日程第1、本日の出席議員は11名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長の出席を要請してあります。

本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

なお、下岡幸文議員より欠席する旨の届け出がされておりますので、ご報告申し上げます。

---

### === 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○副議長（小池 豊） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、10番、昼神二三男君、1番、佐藤文彦君を指名します。

---

### === 日程第3 議員の一般質問 ===

○副議長（小池 豊） 日程第3、これより一般質問を行います。

一般質問は通告制です。あらかじめ通告した内容に従い、質問を行ってください。

通告にない場合は、発言を止めることがあります。

議員はルールを守って質問をしてください。

議会基本条例第11条第3項の規定により、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問できることになっておりますので、反問がある場合は、挙手をし、その旨を申し出てください。

なお、質問と答弁の時間は、トータルで40分であります。

質問者及び答弁者は、明確にかつ要領よくお願いをいたします。

残り時間につきましては、10分前から表示をいたします。

発言の際は、挙手をお願いします。

質問者は、質問に入る前に議席番号、氏名を言ってから質問に入ってください。

---

◇ 通告1番 後藤 澄壽 ◇

○副議長（小池 豊） 通告1番、後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 議席番号5番、後藤澄壽でございます。

私は、最初の質問は、米・麦・大豆、主要作物の種子法廃止に関する質問でございます。

この種子法は、昭和27年、種子の優良な種子の育成と安定供給を目的といたしまして制定されましたが、昨年の国会におきまして、民間活力の導入を理由に廃止されるところとなりまして、この3月末日をもって、完全に廃止されることとなったわけでございます。

この種子法廃止に際しまして、農林水産省の方から示された方針は、農業競争力支援法に都道府県の役割を位置づけるというもの。それから、種子の品質は、種苗法と品質検査で担保するということ。それから、都道府県と民間業者の連携により、我が国の種子開発、供給を活性化して、外資の参入に対応するということでございます。

これに対しまして、県議会は、全会一致で、主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める請願書を採択いたしました。

また、長野県の農政部の方は、今後とも県試験場における種子の開発、研究を促進するということ。普及にあたっては、県、市町村、JAグループ等で出資された、出資により設立された長野県原産センターと密接に連携をして、長野県の気象、地形条件に合った高品質の種子の安定供給に取り組むという方針を示しております。

国は、都道府県が培ったこれまでの知見を民間に供給するとしておりますが、長野県としましては、民間業者への品種開発のノウハウの提供については、県民益を第一に、知的財産の保護と活用の両面を、慎重に検討して対処するという方針を示しております。

ここで質問でございますが、この種子法の廃止に際しまして、村としましてはどのような対応をいたしましたでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） 主要農作物種子法は、米や大豆、麦といった主要作物について、優良な種子の安定的な生産と普及を国が果たすべき役割と定めている法律で、都道府県による普及すべき優良品種の選定やその原原種及び原種・一般種子の生産と安定供給に、都道府県が責任を持つことが定められています。

この法律については、国は、「都道府県と民間企業の競争条件は対等になっていない」であるとか、「都道府県と民間事業者の連携により、我が国の種子の開発・供給を活性化し、外資の参入に対応する」ため、この3月末をもって廃止することとしました。

この廃止については、都道府県が優良な種子を安定供給するための予算を計上する根拠法がなくなることなどを理由に、現場の農家や専門家から不安視する声が上がっているとのことです。

このため、長野県議会においても、数多く一般質問で取り上げられております。

長野県の答弁といたしましては、今後とも県試験場における品種の開発、研究を推進するとともに、普及にあたっては、県・市町村・JAグループ等の出資により設立され、種子の生産と供給を担っている長野県原種センターと密接に連携し、高品質な種子の安定供給に取り組む。

県が、種子法の内容を引き継ぎ、これまでと同様の役割を果たすことを規定した基本要綱を策定し、4月より施行する。

農林水産省は、種子法廃止後も都道府県が種子生産等を行うために必要な経費について、引き続き地方交付税で措置されるよう要望している。

以上のことから、種子法廃止の影響はないと考えているとのことです。

村におきましても、県の方針により、影響はないものと考えています。

○副議長（小池 豊） 後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 去る3月3日に、元農林水産大臣の山田正彦さんを講師に招きまして、「食の安全と種の話」という講演会が開かれました。これは、子どもの食・農を守る伊那谷という会の主催でありまして、喬木村など上下伊那の市町村、それから、JAみなみ信州など関連諸団体、信濃毎日新聞社、南信州新聞社などマスコミの各社による、の後援による講演会でございます。

山田さんは、講演会の中で次のような話をされました。

そもそも種子法が決まったのは、TPP協定交渉、このときに日米交渉というのも

行われましたが、この日米交渉の合意に基づいて決まった規制緩和の一環として行われるものであるということでもあります。これはアメリカ系の多国籍企業モンサントらと上位8社が、世界の穀物市場というものの78%のシェアを占めているわけがございますけれども、こうした多国籍企業の日本進出に道を開くということが、その真のねらいであろうというふうに、山田さんは述べておられます。

農業競争力強化支援法8条4項によりますと、これまで都道府県の方で蓄積してきました原種、原原種、優良品の知見をすべて民間に提供するという事になっているわけがございます。

こうしたことから見ると、山田さんとしては、都道府県の役割も、この多国籍企業とそれと連携する日本の大企業に、種子の種子生産の知見を提供し終えるまでの役割というのではないかという疑いを払拭できないと、このように述べておられました。

山田さんは、既に日本の中では、こういう多国籍企業あるいはそれと連携する大企業と契約を結んで栽培している農家がございます。そうした農家を訪ねて、その契約書を見させてもらったと、会場でそのコピーを示しながら説明をいただいたわけですが、その契約書の内容と申しますのは、収穫した米の全量は、その会社に納入すると、他へ販売することは禁止すると。2番目は、肥料それから農薬などは、その会社から購入し、全量を使い切るとのこと。さらに、もしこうした契約に違反した場合、あるいは一方的にこの契約を破棄した場合には、億単位の賠償金が請求されるという内容であるということがございます。

それからまた、既に日本では、70種の遺伝子組み換えの米の栽培が、試験圃場で栽培することが許可されております。既にこれが、一般圃場への作付けの許可される準備は整っているのではないかというふうに、山田さんは言うておられました。

山田さんの講演会が終了した後、質疑の時間がありまして、私はその質問に立ちまして、山田さんに直接質問をいたしました。それはどういうことかといいますと、この種子法廃止に際しまして、長野県の市町村としては、どんな役割を果たすべきだと考えておられますでしょうかと、山田さんはどんなふうに考えられますか、という質問をいたしました。それに対して山田さんは、まず、先ほど申しました種子法廃止に関して、全会一致で長野県が採択しましたこの請願につきましては、長野県の全市町村で上げて、そして、長野県のこうした取り組みというものを支援する、そういう態勢をつくってもらえないだろうか。それから例えば、市町村におきましては、学校

給食では、遺伝子組み換えの食材は一切使わないということで、やはり長野県の県民益と長野県の食、そして長野県の種子を守っていききたいという、そういう取り組みを支援してってもらいたいと、そのように回答されました。

そこで質問でございますが、村の方としましては、この種子法廃止に際しまして、今後、村としてどんな役割を果たしていくべきと考えておられますでしょうか。あるいは、どんな役割を果たしていくと考えておられますでしょうか。その点について、質問をいたします。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、県として、これまでと同様の役割を果たす姿勢が示されております。また、平成30年度当初予算案に、前年度比1%増の1,355万円を計上しておるということでございますので、村としては、特段策を講じることは現在考えておりません。

先ほどもご質問の中で、県会の方で、種子法廃止に対する趣旨採択の方がされたというようなお話もございましたけれども、今喬木村議会におきましても、請願等を出されておるところであります。村の議会といたしまして、そのあたりご検討いただきまして、県であるとか、国であるとか、提言をしていただくなど、議員活動の中でまた取り組んでいただければと考えております。

○副議長（小池 豊） 村長。

○村長（市瀬直史） ご質問をいただきました種子法に対しての村の対応、取り組みということでご質問をいただきましたけれども、我々行政といたしましては、国の法律に従ってしっかりと仕事をしていく、その役割を果たす県と国との協定であるといえるこの種子法の廃止については、県がしっかりと今までどおり、それ以上にしっかりと取り組むということで、村としては、特段対応は考えていないところであります。

ただ一点、気になりましたのは、行政としてどう考えるかではなく、この種子法を復活させなければいけないということになりますと、これは国に対してしっかり意見を申し上げなければいけないということになります。そちらは村の権利ではなくて、議員自らが発議権という権能を持っていらっしゃるわけでありまして、ぜひ議会の側から行動を起こして、国の法律を変えていくんだという動きが、唯一許された道だというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○副議長（小池 豊） 後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） いずれにしろ、その県民益を第一に考えて、県の種子、それから食の安全というものを守っていこうという県の姿勢というものは、みんなで支えていくべきものではなかろうかと思えます。日本の種子を守れ、県の種子を守れ、食の安全を守れということは、これは大きな国民的課題であろうかと思えます。

今ご指摘をいただきましたけれども、それぞれの立場で、やはりこの問題について、自分の役割を考えながら、この国民的課題に取り組んでいきたいかなと考える次第でございます。

第2の質問は、地域教育に関する質問でございます。

まず、最初の質問でございますが、喬木村の小中学校における地域教育というものは、どのようになっていますでしょうか。まず、お答えいただきたいと思えます。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

菅沼教育長職務代理。

○教育長職務代理（菅沼利光） それでは、よろしく願います。

今、村の小中学校でどのように地域教育をされているか、というご質問でございますので、お答えさせていただきます。

まず、第一小学校でございますが、低学年の遠足に地域巡りを取り入れ、地域の方がガイド役になって、地域の名所や伝統・文化を学んでいます。また、3年生は、いちごハウスやキュウリ農家の見学。4年生は、阿島傘の製作体験。また、毎年10月に「椋先生の日」を設け、全校で椋先生の業績を学んでいます。

第二小学校では、山学習や米作りなど、地域の方と共に学んで体験を積んでおります。これは、単なる山学習や田植え作業ではありません。山や田畑の環境や恵みについても学び、食育につながる学習となっております。

陶芸学習では、富田焼の歴史を学びながら、子どもたちは作品制作を行います。制作された作品は、「陶芸作品展 土のぬくもりを感じて」と題して、毎年、椋鳩十記念図書館ギャラリーに展示されています。

また、3年生は、総合的な学習の時間に「地域探検」を行い、地域講師と共に富田地区を巡り、富田の民話について調べ、発表する学習を行いました。

中学校では、本年度よりキャリア教育のカリキュラムを整備し、実施しております。目標を、「ふるさと喬木を大切にする人」とし、学年別目標、1年生は「喬木村を知ろう」、2年生は「喬木村の『今』を支える人」、3年生は「喬木村の『未来』を拓く人」と定め、学習をしています。



具体的には、この3月1日に、1年生は、「知久氏」「阿島傘」「椋鳩十」「くりん草」「阿島獅子」「いちご農家」「いちご観光」など、約10のテーマ別の班に分かれ、現地に赴き、地域の方や役場職員の皆さまから聞き取り学習をいたしました。

また、2年生が7月に行った職場体験学習では、地域の企業や農家への体験を増やそうと考え、昨年度は喬木村の職場体験学習は12カ所でしたが、今年度は20カ所に増えております。将来的には、すべての職場体験学習を喬木村で行おうというふう考え、検討しているところでございます。

各校の紹介をいたしました。本年度は、ICT教育・遠隔合同授業の中で、第一小学校と第二小学校の5年生が協働し、「喬木村を紹介する動画を作ろう」という学習を行い、地域の皆さんにインタビューし、動画を撮影して、喬木村を紹介するPR動画を作成いたしました。

このように、学校と地域が連携し、喬木村の子どもたちを育てる地域学習を行っております。

○副議長（小池 豊） 後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 私も実は3年間ほどですね、第一小学校の方へ、外国籍の児童の語学支援ということで入らせていただきまして、今ご発表のような地域教育の一端に触れさせていただくことができました。例えばですね、阿島傘の傘張り体験学習というようなことだとかですね、それから、子どもたちがこの喬木村の高齢化、高齢者施設等をですね、訪問いたしまして、そこの入所している高齢者の方と交流をしまして、その体験を寸劇にまとめまして全校発表するというような学習とかですね、それから、椋先生の日には記念館長さんを招いて、全校でその講演をお聴きすると、私も一緒に、子どもたちと一緒に聴きました。

今ご発表のありましたけれども、そうしたことも含めまして、この喬木村の地域教育というのは非常に充実しているなあというふうに、非常に感心した次第でございます。

また、この2月に、たかぎふるさとフォーラムというのが行われました。この席に、喬木村出身の高校生、ある高校の高校生がパネリストとして出席しまして、地域人教育という実践報告をいたしました。この地域人教育というのは、実は、2013年ですね、飯田市とそれから松本大学、そしてこの高校と3者が協定しまして、始まった教育でございます。この教育の研究グループの一員としまして、地元の食材を生かした商品開発ということ、そういう研究をした研究発表を、パネリストとして発表してくれま

した。この研究には、地元の農家の方も協力しております。

実は、この地域人教育といいますのは、長野県教育委員会が、高校生の副読本として発行しております「わたしたちの信州学」という本の中に出ているものでございます。この「わたしたちの信州学」という本は、内容はですね、長野県の歴史であるとか、地形であるとか、産業とかいうこととともに、こうした各校の地域に根ざした取り組みというものが紹介されておまして、その一つして、この高校の地域人教育というものが取り上げられているわけでございます。

そこでちょっと私、考えたんですが、いま教育委員会の方からもありましたように、非常にさまざまな形と、既にもうICTを用いて、で、そういうような地域教育が行われているということでございますが、どうでしょうかね、このICT教材として、いま行われているこういう地域教育というのをまとめる形で、地域教材ということを考えてみたらいかがでしょうか、と思う次第でございます。

この喬木村には、喬木村の歴史を研究されている方、それから自然を研究されている方、たくさんの方がみえます。

この間、ある高校の同窓会の総会でですね、この喬木村在住の方で、気象庁にお勤めいただいて、全国の気象台に勤務して回ったという方が講演をされました。三六災害とか、そういったことにつきまして、講演をしていただいたわけでございますが、こうしたその道の専門家、学識経験者というような非常に貴重な、これは知的財産と申しますかね、そういう方々がいらっしゃいます。こうした方々のお力もお借りしながら、どうでしょうかね、こういうICT教材ということでやってみたらいかがかと思うわけでありませう。

では、ICT教育と申しますと、これはご存じのように、喬木村は文部大臣表彰を受けております。また、教育委員会におかれましては、放課後の児童・生徒の学習機会ということで、小学校の児童向けの土曜塾、それから、中学生向けの未来カレッジということを行いまして、地域の住民の支援も受けながらですね、学習指導をしております。

実は私は、その土曜塾の方には何回か顔を出させていただきました。子どもたちですね、タブレットを用いまして、この教育委員会の担当の方々、それから学校の方ですね、ICT支援員の先生方、そして地域の支援員の方々のほとんどマンツーマンみたいな形ですね、指導を受けながら、ゲームをまるでやっているようなですね、もうほんとに楽しい、楽しくて楽しくて、なかなかやめなさいと言ってもやめないよう

なですね、そういう状態で勉強しているので、これはもう今までのですね、お父さん・お母さんから「やれ、やれ」と言って散々怒られて、なかなかやれなかったという状態でね、逆になってきた。やめなさいと言われていた。

そういう状態を見ましてね、これは勉強という考え方が、ICT教育とは全然違ってきたなど、私も感心した次第でございますが、そういったのを見ながらですね、ぜひ先ほどもう一部ですね、ICTを利用したあれも行われて、地域教育も行われているようでございますので、そこはもう、もうちょっと系統的にですね、今までのそういうすばらしい実践をまとめるような形、それからこの喬木村在住の学識経験者の方のいろんな知恵をいただくというような形でですね、ICT教材としてまとめるというようなことを、ちょっと考えてみていただくとありがたいかなと思いますが、この考え方に対して、どのように考えられますでしょうか、質問いたしたいと思います。

○副議長（小池 豊） 通告内容と若干違った質問も出ておりますが、答弁を願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） ご質問ありました地域教材というものは、教育委員会としましても以前から必要性を感じておるところでございます。

平成28年に、喬木村第5次総合計画が策定されまして、その中で、各課を横断する課題に対して対応するために、役場職員で組織します5つのプロジェクトチームが発足しております。今年度、「移住・定住プロジェクト」というプロジェクトより、子どもたちが地域を知り、地域に誇りと愛着を持ってもらうことで、将来的な定住につながるために、喬木村の自然や歴史、文化、産業等に関わる冊子、いわゆる「地域の教科書」を作成しようという提案をいただいております。

この提案を受けまして、教育委員会としましては、小中学生が学習で使える「地域の教科書」を作成しようと考えております。来年度より、編集・執筆の委員の選定を行いまして、喬木村を知り、喬木村を学び、喬木に誇りを抱くことのできる「地域の教科書」というものを作成していくものに着手をしていきたいと思っておりますし、議員がおっしゃられるとおり、喬木村のICT活用教育が進んでおりますので、教科書というよりも、デジタル教科書、デジタル教材といった形で、こういったものを作成していきたいと、来年度より進めていきたいというように考えております。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 大変力強いご答弁をいただきました。その方向でぜひ進めていって

ただきたいかなと思う次第でございます。

先日行われました、喬木中学校の卒業式において、教育委員会からのあいさつの中で、「皆さんのお力をぜひ貸してください」という訴えがなされました。この訴えに答えてですね、将来、この喬木村を担っていく子どもたちを育てるためのこの地域教育、もう既にいろいろ着手されておるようでございますが、やはりそれぞれの立場でですね、この地域教育に協力しながら、こういう喬木村の将来を担う子どもたちを育てていけたらいいなあと思う次第でございます。

以上をもちまして、私の質問を終了いたします。

○副議長（小池 豊） 以上で後藤澄壽議員の質問を終わりました。

---

◇ 通告2番 下平 貢 ◇

○副議長（小池 豊） 続きまして、通告2番、下平貢君。

○2番（下平 貢） 議席番号2番、下平貢であります。

私からは、喬木村ブランド認定制度という制度に向けて、ということテーマに質問をしたいと思っております。

リニア・三遠南信自動車道の高速交通網時代を迎えるにあたりまして、今後、懸念をされております、加速化する人口減少の課題は、喬木村にとりましても重要な課題ととらえておるところでございます。

この課題解決のためには、私は、産業の活性化と発信力の強化が、施策の一つと考えるところであります。

そこで、喬木村で生産される農畜産物をはじめ工業生産品について、ある一定の基準を設けて、喬木村のブランド認証を発行し、生産品の保護と発信を目的とする認定制度の制定を提案いたします。

そのようなことをしなくても、もう既にいくつもブランド化されているではないか、というふうに思われがちでございますけれども、現状では、まだまだ個人の枠を越えていないと思っておりますし、発信力はまだまだ低いととらえております。

公的認証制度を設けることによって、その力は一層発揮できるものと考えているところであります。

認証にあたっては、現状の把握と数値的基準を見出したいところです。しかしながら、そうした数値的データが、現時点では少ないととらえております。決して高い基準を設けるということではなくて、喬木村の気候と生産者技術のコラボレーションで

生まれる単純明瞭なものが望ましいと考えております。

そこで、2年前に予算化して取り組まれましたSOFIX診断や、昨年の農業問題研修会で講演のあった環境制御の取り組みについて、その後の検証と今後の取り組みについて、どのようにお考えか、お聞きをいたします。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） SOFIXにつきましては、今年度までの2年間で、農家8軒、11検体が診断を受けています。作物別では、キュウリの圃場10検体、いちごの圃場1検体となっています。

これらの診断結果によると、地中の微生物数の多さはむろんですが、地中に含まれる炭素を窒素で割り返した炭素率が10～25の値の土が、農作物の多収化を図る上で非常に良好な土であるということがわかってきております。

この炭素率を維持するためには、良質な有機資材の確保が不可欠であり、村内における畜産農家の堆肥をSOFIX診断したところ、非常によい診断数値が出てきていることから、それを活用した循環型農業にもつなげていくことができると考えております。

ただし、SOFIXに取り組む農家や農作物の種類はまだまだ少ないことから、今後、診断を行う農家や農作物の増加を図り、最終的には、農家の多収化や新規就農者の確保につながるよう、農業技術者連絡協議会を中心に農業委員会とも連携しながら、取り組んでまいりたいと考えています。

次に、環境制御技術ですが、農業技術者連絡協議会が中心となって、昨年11月から、いちごハウス2カ所の温度・湿度・二酸化炭素濃度等の数値を測定しています。リアルタイムで数値を把握し、その数値により、ハウス内の環境をコントロールすることで、当村が推進している施設園芸において、農作物の多収化を図るというものであります。

現時点におきまして、測定を継続する中で明らかになっている点は、日中のハウス内の二酸化炭素濃度が想像以上に低くなっているということが上げられます。

今後、継続してデータ収集を行い、それぞれの農作物ごとに最適地を導き出すとともに、多くの施設園芸農家で取り組んでいただき、データの共有化による多収化や新規就農者の確保につながるよう、啓発をしてまいりたいと考えています。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 私が想像していた以上に多くのデータが取られているということで、安心をいたしたところでございますが、まだまだそれが生かされる場面には至っていないというふうに判断をさせていただきます。

それらのせっかくのSOFIX診断のデータが、やっぱりこれから農業の施策や情報の発信に、これより少しでも多くの情報発信につなげたり生かされるということを期待するところであります。

先般もこのSOFIXの講演というものが、喬木で行われたこのSOFIXの講演会というものが、松川町でも行われておりました。各地でこのSOFIX診断に関心を持ち始めてきておるところでありますので、改めて、先端をいく技術であるなということ認識したところであります。

農業の見える化というものを目的とした技術でありますし、今後、こうした技術の利用が、この村の農業施策にとっても、農業技術の発展にとっても、キーポイントになってくるというふうに私は考えております。

先程来申し上げておりますように、SOFIX診断や環境診断の科学的数値の組み合わせで、ブランドの発信力強化を図っていくことが、今後大切になると私は思っております。

既に農畜産物関係では、喬木村村内におきましては、いちご、りんご、キュウリ、くりん豚、ブラウンエッグなど、多くの候補があります。工業生産品につきましても、阿島傘も一つではあるかと思っております。

まず取りかかるとよいなというふうに思っておる、思われるブランドにつきましても、まず、喬木村産の米について、提案をさせていただきたいと思っております。

先程来のSOFIX診断等を利用して、まずは土壌診断に取り組み、現状把握を行っていただいて、ブランドづくりの第一歩を踏み出したいと思っております。加えて、気候検知を数値化しまして、喬木村のブランドのあるべき姿を表現化していければいいかなというふうに考えておるところであります。ひいては、そのブランドのブランド米、喬木村のブランド米としての発信力を上げていけば、ゆくゆくはいま阿南町で行われているように、ふるさと納税の重要品目として位置づけていくことができるのではないかと考えております。

また、ブランド力の強いお米をしっかりと栽培をしていく、作りあげていく、また発信をしていくということは、先ほど、このところ問題視されております種子法の廃

止からくるさまざまな懸念というものにつきましては、払拭できるというふうに、現場から払拭できるというふうに私は思っておるところでございます。

いま申し上げましたようなプロセスを踏みながら、今後、喬木村のブランド品目の積み上げをしっかりとしていくことが大切かなというふうに考えるところではございます。

そこで、今後、喬木村ブランドの認定制度の確立の可否について、村はどのようにお考えか、お聞きをいたします。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） 先ほど議員も、村の多くの農畜産物がブランド化につながるのとこと、候補をいろいろ挙げていただきましたけれども、その品種というものも非常に重要になってまいります。その品種を、例えば、科学的な分析数値を用いて栽培するとか、化学肥料に頼らず、有機肥料で栽培するとか、こだわりの方法で行うことで、消費者の購入意欲が高まり、それがブランド化につながっていくのではないかと考えております。

米のブランドづくりについてのご質問ですが、一昨年、農業技術者連絡協議会が視察を行った京都府与謝野町では、町内の豆腐工場から出るおからを有機質肥料化して使用し、栽培したお米を「京の豆っこ米」と名付け、町で認定をしております。近年はこれに併せ、S O F I XですとかI C Tを活用した稲作にも取り組んでいるとのことです。

一方で、当村の稲作について見てみますと、自家用米が多く、またその栽培技術も、消費者の皆さんにアピールできるようなこだわりの手法をとっているとは、まだまだ言い難いところがあります。

与謝野町におきましては、当初からJ Aによる京の豆っこ米生産部会が設立をされ、取り組んでこられたとのことですが、米のブランド化は、栽培技術にも大きく左右される事柄であることから、J A等専門的知識を持った団体が主体となって取り組んでいただく必要があると考えています。

ふるさと納税につきましては、納税者がこの市町村に寄付したいといったストーリーも必要であると思いますが、多くの納税者にとっては、返礼割合の高いものに関心が集まっているというふうに推測をしております。

村としては、議員ご提案の趣旨には賛同するところであり、今後も農作物等のブラ

ンド化に取り組んでまいりたいと考えておりますが、その実現には、解決しなければならない課題も多いと認識をしております。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

村長。

○村長（市瀬直史） ただいま課長から答弁をさせていただきましたとおり、なかなかブランド化については、ハードルが高いものだというふうに思っておりますけれども、議員ご指摘のとおり、喬木村には非常に輝く農家の皆さんと、地域が誇れる農作物があるのも事実でございます。

これを喬木村のブランドとしてこう売り出していくためには、まずは喬木村をよく周知していかなくちゃいけないということになりますので、村としましては、まず、長野県の喬木村がどこにあって、こんなところなんだということを、しっかり全国の皆さまにお認めいただけるような活動を続けていきたいというふうに思っておりますので、それぞれ築いてきた農作物については、それぞれ農家の皆さんがしっかりと技術確立して、一緒にブランド化については前向きに取り組んでいきたいなあとというふうに思っているところであります。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 村のブランド力アップにつきましては、いま答弁いただいたとおり、私も賛同、同じ意見でございますし、行政側だけでとか、行う事業ではないというふうに認識をしております。まずは、栽培者、農家、それぞれ生産者自らがそういう気持ちになって、一緒に共に仲間を増やしていくことが大事であるというふうに思っておりますし、このブランドをつくるということは、ほんとに時間がかかることですので、これからもぜひご協力をいただきたいというふうに思うところでございます。

先程来いろんな技術、それから研究機関等々が、この喬木村に訪れていただいているという話をさせていただいておりますが、これからも、先端の研究機関とつながり、そのパイプをより太くしていくことは、村の農業施策やブランド発信に大きく寄与すると考えるところであります。

昨年の農業問題研究会で講演した農研機構などのような国の機関と直接つながることが、喬木村農業のさらなる発展に対し、意義深いものになると感じております。

ただ数値を確認するだけでは意味がなくて、その先にある大きな目標を目指していくことが大切であり、その先にある喬木村ブランド力の強化と販促力、加えて発信力



の強化が、農地の所得確保や農地保全につながると私は考えております。

私は、農業には無限の可能性を秘めているというふうにとらえております。農業に魅力を感じ、農地としっかりと向き合ってもらえるような体制づくりを行い、そのことから、人口増加策へもつなげていくことはできると考えております。

そこで、今まで以上に国の関連機関とのパイプを構築していくことについて、村はどのようにお考えであるか、お聞きをいたします。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） いま議員からご紹介がありましたとおり、昨年の農業問題研修会の講師として、農業・食品産業技術総合研究機構の職員をお招きして、講演を行ったところでございます。

本村のような中山間地域においては、面積当たりの農業生産額をいかに上げるか、当地の気候条件に合った独自品種を採用することで、市場優位性をいかに確保するか、といった視点が重要となってまいります。

農業・食品産業技術総合研究機構とは、現在も産業振興課で定期的な連絡を取っておりますけれども、それを含み農業研究機関とのつながりにつきましても、喬木村単独でというより、南信州という地域単位で構築をしていく必要があると考えています。

J Aみなみ信州や南信州地域振興局、農業改良普及センターが主体となり、国レベルの農業研究機関とつながりを強めていくことが、議員ご指摘の将来的な農業における所得確保や農地保全に、飯伊地域全体としてつながっていくのではないかと考えております。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 私も同じような意見でございますが、どうしても当村だけというような、にしたいというちょっとした私感もございますが、やはりおっしゃるとおり、飯田下伊那全域でしっかりと国とのパイプをしっかりと持って、これからの農業の発展につなげていくことは大事だというふうに、私は思っております。ただ、個人的に言うと、喬木村を愛する気持ちから、喬木村だけでというような、そんな浅はかな考えで申し上げたところもありますが、ぜひこれから喬木村の農業、それから喬木村の発展のためにも、広域連合と連携して、しっかりとパイプをつくっていただきたいと、またパイプを太くしていただきたいというふうに思っておりますの

で、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わりにします。

○副議長（小池 豊） 以上で下平議員の質問を終わりました。

---

◇ 通告3番 木下 温司 ◇

○副議長（小池 豊） 続きまして、通告3番、木下温司君。

○9番（木下温司） おはようございます。議席番号9番、木下温司です。

現在、森林税を活用した九十九谷の森林公園の木道整備が進んでおりますけれども、今年度のくりん草祭り、村花のくりん草祭りには、木道等含めまして、村の観光拠点として、多くの人たちに親しまれるんではないかなというふうにいま感じております。

さて、今回は、私は、公共交通と地域の足の確保について、質問をさせていただきます。

高齢化の波は予想以上の早さで進んできています。喬木村も例外ではなく、その対策が急がれますが、なかなか有効な手立てがないのも悩みの種です。

報道によれば、75歳以上の高齢運転者への認知機能検査を強化した改正道路交通法が、まもなく施行から1年となります。

依然、高齢者の事故が高水準の中、死亡事故が減少していることは、一定の効果が現れた結果となりましたが、長野県内の65歳以上の免許返納者は、昨年1年間で6,600人余りに上がっています。

また、認知症と診断され、免許の取り消しとなった人は39人となっておりますが、そこで、免許を自主返納すると受け取れる運転経歴証明書が発行されていますが、長野県内の発行数は、1カ月約500件で、65歳以上が95%となっております。

また、県警が自主返納高齢者に、これは1,450人にアンケートを実施しましたが、そのうち1,174人から回答を得ました。

その結果、4割弱の方が、返納後の生活に不安を感じていると回答しております。中でも買い物・通院が最も多く、どんな支援を望んでいるかでは、1つとしては、バス停が家の近くになく不便なので、タクシーの割合をもっと増やしてほしいとか、また、2つ目としては、行きたい場所に行くバスがない。3つ目としては、タクシーを簡単に呼べるシステムがあるとよい、などの意見がありました。

また、その際、市町村が設けている返納者対象の支援策を知らないと答えた人は6割に上がり、周知が進んでいない現状が明らかになったと報じております。

さて、今回、村では、移送支援事業の見直しが行われ、4月から新しい基準で運用されますが、見直しに至った背景について、お聞きをしたいと思います。

村の例規集の中に、移送支援事業の要綱が掲げられておりますが、これについては、どちらかという、福祉を中心とした形で今まで、平成28年に告示された部分で進められてきましたけれども、いろんな状況下の中から、同じような福祉ということになります。高齢者の足の確保ということで、今回、見直しが行われたわけですが、その見直しに至った背景について、お聞きをしたいと思います。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） それでは、お答えさせていただきます。

喬木村の移送支援事業につきましては、平成2年より開始をされておりますけれども、平成12年度から始まった介護保険制度に伴いまして制度改正をし、平成13年度より介護認定者を加えた7区分を設け、タクシー券並びに給油券を交付しております。

要介護認定者につきましては、当時、認定更新期間が6カ月に1度であり、更新に必要な主治医の意見書を作成するため、村独自の施策として通院支援を行ってきましてけれども、要介護認定の更新期間は次第に延長され、平成30年度からは最大3年間となります。

このことは、移送支援事業が、要介護認定者への通院・通所支援という目的にそぐわない制度となってきたと考えております。

しかし、今後ますます独居世帯・高齢者世帯の増加が見込まれる中、山間部の多い喬木村におきましては、日常の移動に対する支援は重要な施策であるため、見直しを行いました。

内容としましては、自家用車または運転免許証を所有していない75歳以上の独居・高齢者世帯、重度心身障がい者やその他村長が認める方に、タクシー券の補助をいたします。

タクシー券については、お住まいの地区から村営バス等の結節点である交流センターまで1往復できる運賃で算出しており、地区により交付枚数に違いがあります。また、1枚500円としておりますので、利用の仕方に合わせて、より便利にご利用いただけるものと思っております。

介護保険認定者のタクシー券を移行し、介護保険認定者や重度身体障害者手帳を所

持されている方に、ストレッチャー及びリクライニング車いす対応の移送支援を新設いたしました。そのほか、喬木村社会福祉協議会事業として、車いすで移動できる福祉車両の貸し出しも行っておりますので、そちらも併せてご活用ください。また、元気高齢者の移動支援として、シニアカーと呼ばれるハンドル型電気自動車椅子の購入補助も新設いたしました。

議員の言われる運転免許証返納者対象の市町村支援策が、十分に周知されていないということですが、本事業につきまして、飯田警察署交通課での免許返納事務の際に、喬木村の移送支援事業の案内をしていただけるか、という質問に対しまして、できるというお返事をいただいております。

今後、新たな免許返納される方については、こういった方法でも周知ができるのではないかと考えております。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 高齢化の進展に伴って、こういった足の確保というのは重要になってくるかと思いますが、開会当日の村長のあいさつの中でも、こういった高齢者に対する重点施策として、交通手段の確保、孤立を防ぐためのコミュニケーションの場の創設等というような形でお話をいただいておりますので、新しい体制の中で、移送事業ができることをお願いしたいと思います。

さて、現在、喬木村では、公共の交通機関として、また、福祉面での弱者対策として、主に3つの機関で足の確保に努めています。喬木村村民バス、主に中学生の通学を主体に、通院、買い物など、村民の足として運行されています。また、たかぎコミュニティバス、小さな拠点交通ネットワーク運行事業により、伊久間、阿島方面を中心に、買い物、通院、公共交通への接続などを目的に運行されています。もう1つは、保健福祉課の今の移送支援事業です。タクシー券による足の確保を行っておりまして、今回、その見直しが行われたわけです。

それぞれの事業の目的は違いますが、利用者の求めるものは同じで、通院、買い物などであると思われます。予算も、3事業合わせて3,000万円余の資金が投入されています。

このほど、コミュニティバスの厚生連までの運行が決まりましたが、そのほかアンケートの中で出されていた意見の中にもありましたが、バス停が家の近くにはなく不便だ、との意見が今も寄せられています。

以前、ほかの議員からも質問がありましたが、富田の塩田地区、下富田の奥のようなどころですが、いわゆる第二小学校前のバス停、あるいは富田の辻のバス停から約1キロ近くあり不便を感じている、という意見が寄せられていて、そのときの回答では、富田方面は村民バスが走っているの、それ以上の対応はできないというようなお話でした。対応としては、ボランティアによる福祉有償運送事業を活用してはどの回答でしたが、今回の移送事業見直しによって、課題解消につながればと思いますが、運用状況を見てみないとわかりません。

対象者等が、どのような形でこの移送支援の中に含まれるかということとはちょっとわかりませんので、こうした地域の足として、コミュニティバスによる週1便での対応はできないのでしょうか、という質問ですが、1つとして、コミュニティバスというふうに挙げておりますが、ほかの地域でやっております乗り合いタクシーとか、そういったのを含めまして、やはり1キロ近く、バス停まで手押し車を引いて行くということは、なかなか難しいということなので、そんなような要望を踏まえて、質問をさせていただきます。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

林企画財政課長。

○企画財政課長（林 浩樹） 現在、村内の公共交通としましては、村民バスとコミュニティバス、また、広域バスを運行しており、村内の運転免許を持たない高齢者や学生といった交通弱者の移動手段としての利用が多くなっております。これらの公共交通は、村で安心して暮らすために大きな役割を担っていると考えております。

また、その一方では、費用面でいいますと、人手不足による人件費や燃料費の高騰、また補助金の減額によりまして、村の費用負担が大きくなっているのも現状であります。

そのような状況の中でバスの運行にあたりましては、利用者の利便性を鑑み、限られた車両と限られた予算の中で、改善、拡充を図ってきているところです。

しかし、課題はまだまだあると認識しておりまして、議員ご指摘の富田の一部の地域など、地域によっては、家からバス停までの距離がある地域があるというのも承知をしているところであります。

議員ご提案の富田地区でのコミュニティバスの運行についてですが、新たなバスの運行にあたりましては、限られた予算の中で、一定の利用人数の見込みや、費用対効果等も含めての検討が必要になってきます。

他の地域においては、利用する方がほとんどなくて、バスの運行を止めたという経過もあります。

また、現在、富田の地域の方には、広域バスの遠山郷線ですとか、路線上のどこからでも乗れるフリー乗降が可能な村民バス乗線が運行されておりますが、村民バスについては、今年度、利用がだいぶ減少してきております。

これらのことから、早急な運行開始というのは難しいかなというふうに考えております。

移動手段の確保につきましては、先ほどの質問にもありました移送支援事業の見直しも予定しております、タクシー等の活用も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

また、個別的な富田の方にも何件かの高齢者がいると聞いておりますけれども、そういう移動手段についてのご心配なことがありましたら、包括支援係の方までご相談をいただきたいと考えております。

高齢による交通弱者が増えていくことが予想される中で、移動手段の確保はますます重要な施策になってきておりますので、福祉関係部署とも連携を密にしまして、実態の把握にも努め、バスやタクシー、また住民の皆さんの支え合い等を総合的に勘案しまして、移動手段の確保を図って、安心して暮らせるむらづくりの方を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） なかなかこういった足の確保につきましては、利用者とそれから運行する部分の中で、ピタッとうまくいくというわけにはいかないと思います。交流センター前に止まっております村民バスの運転手さんなんかに聞きますと、暇だ、空気を運んでいるときもあるというようなお話を聞きますけれど、ただ、これはやっぱり利用者が必ずその便に乗るといものが決められているわけじゃないんで、その部分はなかなか難しい点があるのかなというふうに感じます。

次に、有償ボランティアによる移送事業への対応ですが、なかなか一個人では難しい面があります。時間的利用者ニーズとボランティアの関係、阿智村の福祉送迎サービス「ささえ愛」のように、村で軽乗用車を購入し、貸し出し、戸口から戸口への送迎サービスを行っていますが、しかし、ここにも課題があり、利用ニーズは高いが、運転手の担い手が確保が難しいという。もしこのような方式を取り入れるとすれば、

組織化をしないと、事故による補償の関係や、行き先によって、これが過剰になれば、白タクと取られることも予想され、なかなか対応の幅が広がらないのが現状だと思います。

現在、喬木村でこの貸出業務を行っているということで、社会福祉協議会の方に問い合わせをしまして、移送自動車貸し出しサービス事業実施要綱というふうなものをいただきまして、そのときの説明の中では、貸し出しについては、いわゆる家族しか貸し出せないという担当者のお話でしたが、その後、私の方にメモがほかの部署から回ってまいりまして、ここにも第7条に書いてありますが、利用者の家族もしくは家族の依頼者で社協の運転講習終了者とするということで、こういう方には貸し出しをできるよというようなことで、若干その貸し出しについての内容の変更みたいな形のメモが来たんですが、いずれにしても、親戚ですとか、あるいは知った人ということになりますと、どうしてもある程度限定されてくるのかなあというふうな気がいたします。

今後、高齢者の進展に伴い、行政だけの対応も限界があると思われまます。有償ボランティアによる移送事業について、村としてはどのようにお考えでしょうか。

また、ボランティアセンターの本格稼働に伴い、住民助け合い事業、あつたかご近所ネット、いわゆるごみ出しや草刈り、助けてほしい・助けてほしい人の登録、してほしいこと・できることの調整と対応も可能になるのではないかと思います。この点について、村としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） お答えさせていただきます。

有償の移送支援事業に関しましては、平成18年の道路運送法改正に伴って、自家用有償旅客運送が制度化されたことで、道路交通法における登録、許可を要する運送と要しない運送が明示されました。

地域の助け合いの移動サービスの中で、登録を要しないものとしては、次の4つに大別されます。1つは、「完全無償」、2つ目が、ガソリン代のみを利用者から受け取る「無償運送」、3つ目が、サロンなどに無償で送迎する「サロン送迎」、4つ目が、付き添いや家事支援等の行為の一部に送迎が含まれ、運送の対価が発生しない「家事・介護身辺援助等のサービスとの一体型」といった4つに分類されます。

今後、高齢者の移動ニーズに対応するためには、地域における助け合いも重要性が

増すものと考えられ、介護・福祉分野におきましても、こうした活動に一定の役割が期待をされております。

そのため、国の方でも、営利を目的としない互助という観点から、許可・登録をしない輸送について、その考え方の明確化が図られ、平成29年6月には、国土交通省から、高齢者の移動手段の確保に関する検討会の中間とりまとめが示されております。その中では、ガソリン代のほかに一定の金額を受け取ることが可能な範囲の明確化や、ガソリン代の算出方法の明確化などが含まれております。これらにつきましては、今年度末までに結論が出されることになっております。

村の動きとしましては、昨年10月から、住民による有償の生活支援について、生活支援サービス検討会が開催されました。全6回にわたり検討した内容を、喬木村における生活支援に関する提案書としてまとめ、2月20日に村長に提出がされました。

これは、地域に点在する生活課題に対し、住民が相互の支え合いにより、誰もが安心していきいきと生活を送ることができる地域づくりのため、住民が主体となった生活支援を行うことを目的としております。その中では、通院時の付き添い送迎、買い物付き添い送迎などの外出時の付き添い送迎が含まれておりますが、有償の送迎のみを行うものではありませんので、有償の移送サービスとは異なります。

また、個人が移動困難になる要因は一つではなく、さまざまな要因が絡み合っていることから、移動が困難になる要因や生活課題に着目して、柔軟に対応していくことが必要だと考えます。

生活支援検討会から提案された有償の生活支援のほかにも、今後、住民や村や関係者が生活支援サービスの協議体等を通じ、目指す地域像や生活課題の延長線上で、どのような移動手段が必要で、どのように作り出したらいいのかを考えていければと思います。

ボランティアセンターにおける住民の助け合い事業の実施についてのご質問ですが、地域福祉の推進のためには、調整役とされるコーディネーターの存在が重要と考えます。

社会福祉協議会により提出されました平成30年度ボランティアセンター事業計画では、ボランティアセンター運営委員会の開催、団体の活動支援、ボランティアセンターのイベント、育成、普及啓発、交流、福祉教育の推進、災害ボランティアセンター関連事業となっております。

生活支援につきましては、平成29年度より配置した生活支援コーディネーターを



中心とした取り組みを行っております。生活支援コーディネーターにより、住民へ意識的に働きかけを行い、住民一人一人が主体的に関わる地域づくりが一層進み、支え合いの地域づくりが実現できると期待をしております。

村としましては、30年度に設置予定の生活支援の協議体等を通じ、目指す地域像や生活課題の延長線上で、どのような手段が必要なのか検討し、生活支援コーディネーターと連携をしながら、住民主体の活動を側面から支える役割を担ってまいります。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） いずれにしましても、これからの高齢化社会、自助・共助・公助を含めまして、それぞれが助け合っていく体制をつくっていかなくちゃならないと思います。

冒頭でも述べましたが、山間地に居住する方たちにとって、足は車が欠かせない存在ですが、高齢化に伴い、運転機能の衰え、認知症など判断機能の衰えは、重大な事故につながるおそれがあります。また、これらの機能の衰えは、いつそのようになるのか、本人はあまり気がつきません。重大な事故が起きない前に対応を考える必要があります。

ただ、こうした不便さから、老老のご夫婦で有料のサービス付き高齢者向け住宅へ入居を希望し、移住を検討している家庭もあると聞いています。

村として、住み慣れた地域、親しい住民の皆さんとふれあえる地域を中心とした高齢者住宅の設置があればと考えます。そのためには、こうした公共交通面でのコストも見ながら、住民満足のサービスと集約によるコストの削減、村外流出の歯止めなど、人口維持へ向けた取り組みが必要と考えます。ただ、そのためには、移住後の空き家対策など、クリアしなければならない問題があります。

現在、国の制度で、リバースモーゲージという不動産担保型生活資金制度があります。住宅入居に関して、持ち家を担保に入居し、以後は売却処分等も可能という制度が広がってきています。まだ全国的に多くはないですが、こういった部分がマスコミにもたびたび登場するようになってきております。

持ち家を担保に入居し、以後は売却処分等も可能という制度ですが、高齢者住宅の設置等、将来構想についてお聞きしますが、ただし、運営においては、金融機関や不動産会社等、民間との強化が必要で、協力態勢の構築が不可欠と考えます。現段階でのお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） お答えいたします。

第7期介護保険事業計画を立てるにあたりまして、平成28年度に実施しました、元気高齢者等実態調査におきましては、介護が必要になった際に介護施設や高齢者向けの住まい等の利用を希望する、というふうにお答えいただいた方は約1割でした。

喬木村では、持ち家率が97%と高く、また多くの方が田畑をお持ちであり、高齢になっても自家用野菜などを作ることや、そこでの近隣住民とのコミュニケーションを楽しみや生きがいにしている、というふうにご回答された方が多くいらっしゃいます。

在宅希望が高い現状を踏まえ、村の施策としましては、介護保険の住宅改修や、高齢者に優しい住宅改修促進事業を活用し、その方の身体機能に合わせて自宅の環境を整えることで、できる限り住み慣れた自宅で在宅生活が継続できることに重点を置き、支援を行っております。

現在、飯伊地区のサービス付き高齢者向け住宅の入居費用は、おおむね一月15万円～20万円程度となっており、経済的な理由で入居を断念される方も少なくありません。また、入居状況については、比較的空きがある施設も少なくないと聞いております。

今後、生活支援の充実と併せて、在宅継続のための支援を行いながら、高齢化社会の進展を見据え、村民のニーズや近隣自治体の高齢者向け住宅等の設置状況も踏まえながら、村内への設置の検討を継続していきたいと考えております。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 段々といろいろな状況が変わってくる中で、またそういった部分にも検討をしていただければと思います。

以上、現在の公共交通、福祉タクシーなど、住民の足の確保についてお聞きしました。

いずれにせよ、2025年、団塊の世代が75歳になるまで、社会保障のさまざまな面で費用の増大が考えられます。知恵を出し合い、解決に向け、努力しなければなと感じております。

最後に、公共交通と地域の足の確保についてとは異なりますが、福祉の現状について、2点ほどお聞きをいたします。

特養等の介護施設に関して、現在どのくらいの待機者がおられるのか。また、介護

士等従事者の充足等現場の態勢についてお聞きします。

県民医連の調査によれば、介護の仕事を辞めたいと思うことがあるか、との問いに、思うとした人は、いつも・時々と合わせて約6割。理由として、賃金が安い、仕事が忙しすぎる、体力が続かないが続いています。

今後、高齢者の増加に伴い、ますます介護従事者の必要性が増してくるものと思われます。担当分野は社会福祉協議会となりますが、村としても対応を考えていかなくてはならないと思いますが、この2点について、お考えをお聞きいたします。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） お答えいたします。

平成27年4月の介護保険法改正によりまして、特別養護老人ホームの入所が、一部特例を除き、要介護3以上に限定されました。このため、待機者を介護度別で見ますと、要介護1・2の方は減少しておりますが、要介護3の方が最も多く待機しております。2月末時点の待機者数は31名となっております。待機場所についてですけれども、介護老人保健施設が最も多く、次いで在宅、病院の順となっております。

平成29年度中に特別養護老人ホームが飯伊地区で1カ所開設されたことや、平成30年1月より特養喬木荘の喬木村村民が利用できる優先枠が、15床から20床に拡大されたことから、待機者数は減少する見込みです。しかし、要介護度の重度化や、さらなる核家族化が見込まれる状況におきまして、特別養護老人ホームの入所希望は、将来的に増加することも予想されます。

2つ目の質問の介護人材不足につきましては、全国的に深刻化しており、南信州地域でも喫緊の課題となっております。14市町村や医師会等のさまざまな団体で構成されました南信州広域連合在宅医療・介護連携推進協議会では、1つの専門部会において、介護人材確保対策の検討に取り組んでおります。

看護職の確保につきましては、平成28年度、南信州広域連合に新たに、看護師養成課程の学生を対象とした修学資金制度を設け、養成学校卒業後、飯伊圏域の施設に5年間就業すれば、返済免除となるものです。

介護職につきましては、介護現場の方々の課題や取り組み等の意見に基づき、介護人材確保の検討が行われるため、喬木村としましても、南信州広域連合との連携を図り、具体的な施策となるよう取り組んでまいります。

また、介護職員処遇改善加算の活用推進や、福祉関連団体による介護福祉士等の修

学資金貸付制度などの周知を図ってまいります。

併せて、若い世代から高齢者福祉に興味や関心を持ってもらえるよう、中学生の福祉体験やボランティア等を通じまして、介護職場に接する機会を増やせるよう、教育委員会や関連団体等と協力して、介護人材の確保に努めてまいります。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 私も、ヘルパーの資格を取るときに、デイサービスあるいは特養でいろいろと研修をさせていただきましたけれども、本当に物と違いまして、人の扱いという形になりますので、一人一人の個性を大切にしながら、お風呂に入れたりとか食事を介護したりというようなことをしなきゃならない。こういった手間の、手間のかかると言っては失礼になりますけれども、そういった人たちに対応していかなきゃならないというような現場を見ると、なかなか介護の現場というものも大変かなあというふう感じたわけです。現在は、シルバーセンター人材等を活用したりして、その補給を行っているというようなこともお聞きしました。

実は、昨日ちょっといろいろ会合がありまして、9時ごろ家に帰りまして、介護の現場の方からもお電話をいただいて、今日こういうような質問をするのですが、現場の声も聞いておいてくださいというようなことでしたので、お聞きをしまして、ここでどうこうということはありませんが、やはり大変な状況もあるのだなあということを感じております。

福祉行政は、すべての対象者に満足するということが難しいですが、限られた予算を最大限に生かし、住民の生活支援が充実したものになるようお願い申し上げ、以上で、公共交通と地域の足の確保、施設現場の現状についての質問を終わります。

これで私の質問を終わります。

○副議長（小池 豊） 以上で木下温司議員の質問を終わりました。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、午前10時40分といたします。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時40分

○副議長（小池 豊） それでは、休息を閉じて、会議を再開いたします。

---

◇ 通告4番 東原 靖雄 ◇

○副議長（小池 豊） 続きまして、通告4番、東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 議席番号6番、東原靖雄。

3項目ばかり質問させていただきます。

1つとして、喬木村農業立村について。

10年ほど前までは、喬木村は農業立村といわれ、個人経営、集落営農組合等においては、大型機械・コンバイン・乾燥機・もみすり機等が盛んに購入され、稲作においては持続可能に思われ、また、若者たちも少数であるが、果樹・野菜・畜産・花卉栽培に就農された。新たな農業の発展と思われました。しかし、現在では、若者の就農もなく、農業立村が弱体化されているように思われます。

ここで、村の考えはどうですか。質問いたします。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） 本村の農業が衰退しているのではないかと、という趣旨の質問かと思えます。

本村のような中山間地域に位置する自治体で、後継者不足等により農業経営が縮小しているというのは、村固有の現象ではなく、全国的な傾向であると認識をいたしております。

本村の農業の現状につきましては、2005年と2015年の農林業センサスデータで比較をいたしますと、ここ10年で、兼業農家数は365戸から205戸と減少をしておりますけれども、専業農家につきましては、82戸から111戸と35%増加をしております。

また、1経営体当たりの経営面積を見ると、0.37ヘクタールから0.76ヘクタールと倍増をしていることから、専業農家が規模を拡大して農業経営を行っていることがわかります。

また、JAみなみ信州喬木支所における販売事業実績は、平成29年2月末において約8億9,400万円となっており、8年前と比較すると、約7%増額をしております。

新規就農者数においても、平成23年度以降では8名の方が就農されております。

一方、12月議会定例会の一般質問でも取り上げられておりますけれども、村内における企業等法人の農業参入につきましては、村内外の法人合わせて8法人、21.7ヘクタールの農地を耕作をさせていただいております、今後も増加していくものと推察をしております。

以上のことから、本村においても、農業を取り巻く状況というのは厳しくはなってきましたけれども、その中においても、優良農地を中心に専業農家の方や企業等法人が活躍をしていることもあり、必ずしも衰退しているばかりではないとの認識を持っております。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） いま答弁されたように、村の中ではそういった専業農家が増えてきておるといこと、ということは、農家収入の1戸当たりの収入というものも増えるということで、ただ、非常に需給的な農家が、もちろん高齢化で少なくなっていく中で、若い人たちのそういった、やるんなら規模を拡大してやると、そういうことについては、大変ありがたいことであるし、その方向で結構であると思います。

ただ、やっぱり人口減少が進む中で、農業の大切さを、若者たちが思われるような政策、積極的な農業の政策を構築する必要があるというように思います。今後も進めたいいただきたいというように思います。

このたびの3月23日には、農業委員会でも新規就農者の確保と、そういった講演があることもありますので、ぜひそういったところに参加してもらえれば、若者たちが就農に対する、また農業に対する気持ちというものが湧いてくるのではないかと、私はそれに期待をかけております。

2つ目、水田減反政策の廃止に伴う村の需給は。

米の需要と供給のバランスを目的とした減反政策が昭和44年に施行され、50年になります。この政策が平成30年度より廃止されることに、2年前より説明されてきました。現在の農業に対する技術の向上、そして大型機械での耕作されれば、米の生産は過剰になり、自由競争である米価は、値下がりへ懸念されます。

そこで、この減反政策は、これからどのように見直されるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） 議員が質問の中で触れられておりました政策において、平成30年度に廃止になるのは、米の直接支払交付金の制度となります。

一部新聞報道等では、生産数量目標の廃止とありましたが、主食用米の需給調整の取り組みについては廃止をされるわけではございませんで、今後、県農業再生協議会が定める生産数量目安値により、継続をされることとなっております。

また、転作作物の助成を行う水田活用の直接支払交付金や、畑作物の直接支払交付金等についても、継続をされることとなっております。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 現在、米の需要は、少子高齢化により、年間8万トンが減少されるということがありますが、JA、先ほど答弁されたように、JAでの水田対策は、変更なく継続されるということで、野菜作り、あるいは飼料米等に作付けされるよう、指導のほどをお願いしたいというように思います。

3つ目、山間地に集落営農を。

現在の水田耕作においては、ことに中山間では、団塊の人たちが中心的に行われているが、その人たちも高齢化が進み、田植えはできるが、収穫、刈り取り、はざ掛け、脱穀等が困難であると、農家が増加傾向になってきています。

そこで、各地区に集落営農組合を設立し、収穫作業が共同でできる担い手の育成はどうですか。質問いたします。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） 中山間地域において農家の高齢化が進んでいく中で、ご指摘の集落営農組織を立ち上げ、作業を共同で行うことは、農地の遊休化を防ぐ観点から、重要であると考えております。

現在の村の担い手については、2015年農林業センサスによると、農業就業人口の平均年齢は69歳であり、農業者の約8割が60歳以上という厳しい状況にあります。

そのようなことから、現在の担い手のみでは、収穫等の営農作業を行う組織を設立するのは難しいと考えており、まずは担い手の確保が最優先であると考えております。

JAみなみ信州では、昨年、担い手支援室を設置し、南信州全体で新規就農者を確保する体制を整備いたしました。

喬木村においても、その事業に共同して取り組んでいるところでございます。

また、JAと県農業改良普及センターと共同で、定年退職後に農業経営に取り組みたい方が、地域農業の担い手となるよう育成支援をする帰農塾を開催をしておるところであります。

そうした中、定年退職者を中心とした就農者で組織された田上川地区農業サポートの会「みどりの風」が、今年度、南信州農業振興協議会長表彰を受賞しておりまして、その取り組みが注目をされているところです。

それぞれの地域から、集落営農組織を立ち上げたいとのご相談がありますれば、このような取り組みも参考にさせていただきながら、組織化に向けて、農業委員会とともに支援をしてみたいと考えております。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） そうした支援していただくという、JAを中心に行うということは、大変結構なことであると思います。

いずれにしても、中山間、非常に高齢化が進んでおるわけです。そうした中で、やはりいま勤めている若者たちが、その地域を守るとともに、この集落営農をつくる、設立することが必要不可欠ではないかと思えます。ぜひ取り組みにお願いするよう希望いたします。

以上で私の質問を終わりとさせていただきます。

○副議長（小池 豊） 以上で東原靖雄議員の質問を終わりました。

---

#### ◇ 通告5番 櫻井 登 ◇

○副議長（小池 豊） 続いて、通告5番、櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 議席番号4番、櫻井登でございます。

東日本大震災がありましてから7年を経過しまして、当時、私も現地に行く機会がありまして、凄まじい現状を目の当たりにした、そんな記憶がついこのごろも頭に浮かんでまいりました。

そんなところで日常生活も、天災やら危険等が周りにあるということで、今回、ひとつ質問をさせていただきたいと思えます。

建造物・構造物等の危険性の掌握と、具体的な対策はどうなっているのか、ということをお聞きしたいと思えます。



昨年末ですが、県道沿いの建造物が強風にあおられまして倒壊し、歩道を含めて道路をふさぐという事態がありました。幸い人や自動車の通行もありませんでしたので、大事に至ることなく済みました。その際は、役場職員の皆さまがすぐ駆けつけて片付けをしてくださり、迅速に処理できたことは、地元のものとして感謝いたします。

また、心配な空き家や空き家の倒壊、それから墓石の転倒など、これらは第三者の所有物等でございますが、公共物ではありませんが、身近なところに危険の落とし穴があるというふうに感じております。日常の生活空間における、日ごろ気づかない場面に危険が潜んでおります。

そのような中で、公園の遊具等は経年劣化が進み、たとえ塗り替えたとしても、危険の度合いが最小限に復元されるものではないと思います。公共の建造物・構造物等施設が、何らかの原因によって、人的・物的に被害を及ぼすようなことがあってはならないということは、言うまでもございません。

そこで、公共施設の建造物・構造物等の危険の把握はどのようにされておられますか。また、そして、その具体的な対策はどのようにされておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） 村所有の建築物・構造物についての危険性の把握ということですが、けれども、まず、建築物につきましては、この役場庁舎、福祉センター、小中学校、保育園の建物につきましては、昭和56年以降の建物及び改修を行っておるということで、耐震基準については、満たしていると思っております。

村営住宅につきましては、北の村営住宅、これにつきましては56年以降ということですが、伊久間の村営住宅については、55年の建築となっております。

あと、お話がありました公園施設ですが、これの遊具につきましては、昨年度、点検の方を行いまして、今年度、あと来年度についても、修繕等は行っていきたいというふうに思っております。

あと、道路、トンネル、橋梁等の構造物につきましては、トンネルにつきましては、昨年度、点検の方を行っております。

橋梁につきましても、昨年と今年、2年かけて全橋の点検を行っておりまして、今年度中に修繕計画については策定予定ということでございます。

あと、道路についてですが、道路につきましては、いま現在、定期的に職員

の方がパトロールをしております、クラックですとか、陥没等があった場合は、確認して対応の方を取らせていただいております。

あと、道路の法面の関係になりますけれども、落石ですとか、そういったものに不安があるようなところ、あとは地区の方から要望があったような箇所につきましては、職員の方が現地の方を確認させていただきまして、必要な箇所については、コンクリートの吹き付けですとか、落石防護ネット等の対応の方を取らせていただいております。

これらのものについての具体的な対応ということですが、伊久間の村住につきましては、築50年近くになっているということもありますけれども、現状のものについて、耐震改修というものは、現在のところは考えておりません。北の村住も含めまして、村の住宅施策として、検討の方をしてまいりたいと思っております。

その他の建物につきましては、いま申しましたとおり、耐震基準の方を満たしておりますので、特段対策というものは、現時点では考えておりません。

あと、構造物、道路構造物等につきましては、今後とも定期的な点検等を行いまし、村民の皆さまに安心してご利用いただけるようにしていきたいというふうに思っております。

あと、空き家についてお話がありましたけれども、村では、来年度、空き家対策協議会といったものを立ち上げまして、対策計画を立案した上で、景観上、あるいは耐震的に問題のあるような空き家につきましては、特定空き家といった認定の方を取らせていただいて、所有者の方に対して勧告等を行いまし、危険性というものは回避できるような働きかけはしていきたいというふうに考えております。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 年を重ねてまいりますと、非常に心配が1つ2つずつ増えてきます。

ただいま数多くの内容を詳しくお話しいただきまして、ありがとうございました。安心、安全の喬木村で生活ができることをうれしく思います。

次の質問でございますが、医療費・介護費の抑制に関する新しい施策を、ということでお尋ねをしたいと思います。

健康寿命と平均寿命の間の期間は、男性は約9年間、女性は約13年間といわれております。この健康寿命、平均寿命は、いずれも延伸しているにもかかわらず、その間の期間はそれぞれ短縮することなく、推移しているようであります。

仮に1年間2年間なり期間が短縮できれば、医療費の抑制、あるいは介護費の抑制はできるのではないかと考えられますが、この健康寿命と平均寿命との間の期間が短縮できない主な原因は何なのか、お尋ねしたいと思います。

ちなみに、昨年の村政懇談会の資料を見てみましたところ、当時は私は議員ではございませんでしたが、次のような見解に至りました。

高額医療費の比較については、図表より、血管疾患・心疾患は、一般的には男性に多く見られ、命に大きく関わる疾患であり、要支援・要介護等を受ける自立生活不能の期間は、女性よりも短いのではないかと考えました。13年より9年間という、女性よりも短いということを感じました。

一方、関節疾患等は、骨粗鬆症や転倒骨折等、女性特有の疾患で、命にはすぐに影響することはありませんが、歩行困難による寝たきりなど、要支援・要介護等を受ける自立生活不能期間が、男性よりも9年よりも13年間ということ長いのではないかと、そんなふうに思いました。

また、別の表を見まして、がん・脳血管疾患は、男性女性ともに罹患していると思われませんが、平成24年から28年における死亡者が、本村の死亡者が402名おられまして、そのうち34名が64歳以下の方であって、さらにまた半数の17名ががんを罹患されて、亡くなられた方がそのうち10名ということでした。つまり、64歳以下で亡くなられた方の3人に1人は、がんによる死亡ということでした。また、10名の内訳は、前立腺がん・乳がんがともに1名、胃がん、大腸がん、肺がんは、どちらにも見られると感じました。

脳血管疾患も、男性女性の割合はわかりませんが、ほぼ同じくらい罹患しているものと思われまます。

このように考えますと、かかりやすい疾患にはあまり大きな変化はないというふうと感じました。

従来食事や運動など、予防に適する指導のほかにも、何か別の対策が必要なのではないかと考えますが、どのような施策がよいのか。最適かつ有効な施策をお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） お答えさせていただきます。

櫻井議員がおっしゃる健康寿命と平均寿命の間の期間ということは、こちら平均寿

命と健康寿命の差のことでありまして、「日常生活が制限される、生活習慣病などにより、健康でない状態で過ごしている期間」を意味するものだと思います。この差が短縮できない原因は、というご質問ですけれども、1つとしまして、医療技術や延命治療の発達、2つの寿命に差を生じさせているというふうに考えております。また、脳血管疾患や虚血性心疾患、腎不全による人工透析など、重症化や治療が長期化する疾患によることが考えられます。

当村の医療費を見ますと、平成28年度の国保医療費総額4億4,000万円、後期高齢者医療費が8億8,000万円となっております。年齢とともに医療費は上がることがわかります。内訳の中で、先ほどの重度化、長期化することの多い脳血管疾患など生活習慣病の割合は、国保の医療費では約25%、1億円になります。後期では約28%、2億5,000万円となっております。

また、疾患が重症化しますと要介護状態となりますが、当村の介護給付費を見ますと、平成28年度は6億3,000万円で、認定者の原因疾患では、多い順に、認知症、脳血管疾患、関節・筋肉系疾患となっております。

認知症の1つの要因にあります高血圧や糖尿病などを含めると、生活習慣病を予防することで、要介護状態を予防することにつながるというふうに考えております。

健康寿命の延伸や社会保障費を維持していくということにつきましては、国の課題でも上がっておりまして、対策の1つとしましては、すべての医療保険者に対し、データ分析に基づき、加入者の健康の保持増進のための事業計画を作成し、事業の実施、評価等の取り組みを推進することを示されております。

これに基づきまして、喬木村におきましても、生活習慣病対策をはじめとする国保の被保険者の健康の保持増進と、持続可能な保険制度の運営を目的としまして、平成30年度から6年間の第2期データヘルス計画を策定し、事業を実施してまいります。

こちらの内容としましては、生活習慣病の重症化による合併症の発症・進行を防ぐことを目指し、糖尿病性腎症、脳血管疾患、虚血性心疾患の重症化予防の取り組みを行ってまいります。

具体的には、対象者の方を明確にし、医療受診が必要な方には、適切な受診への働きかけを行い、治療中の方には、医療機関と連携し、重症化予防のための保健指導を実施してまいります。

また、生活習慣病の重症化により、医療費や介護費用等の実態を広く村民の方に周知していくことも、重要なことだというふうにとらえております。

さらに、健康寿命の延伸のためには、子どものころからの生活習慣病予防の視点も持ち、乳幼児健診をはじめ児童生徒への健康教育などを実施してまいります。

住民の方につきましても、健診受診や生活習慣の改善、介護予防などに取り組んでいただくことを期待しております。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 詳しくご説明をいただきました。

生活習慣病や慢性疾患などの複数の持病といいますか、合併症といいますか、とうまく付き合いながら暮らしていくということが重要なのかなというふうに感じました。

次に、同じく医療関係と介護関係の質問をさせていただきます。

地域包括ケアシステムの「イズムリンク」の趣旨と徹底につき、お聞きしたいと思います。

またそして、できれば、そのガイドラインの作成と全戸配布をお願いしたいなという質問をさせていただきます。

2月12日の日に、地域包括ケアシステムの住民フォーラムがありまして、私も少し解釈といいますか、理解をしたいなということで、出かけて行ってまいりました。

在宅療養のための縦糸と横糸を紡ぎ合わせた多職種連携による「ときどき入院、ほぼ在宅」の仕組みは、飯田下伊那地域の診療情報連携システムのネットワークと、それによって確保される情報共有として、それぞれ共同のチーム医療によって方針の統一が図られる有用な連携ツール、イズムリンクだという仕組みの概要を聴いてまいりました。

イズムリンクの「イズム」というのは、飯田下伊那の頭文字のIを取り、また「ズ」は下伊那の頭文字S、それから「ム」はメディカルのMを取りまして、ISMでイズムリンクだということがわかりました。

ということで、この中身でございますが、従来、病院・診療所連携、あるいは病院・病院連携であった仕組みに、介護が加わり、在宅医療と介護や、そこに伴う退院調整ルールという病院とケアマネジャーが連絡を取りやすくするためのルールが策定されて、飯田下伊那広域全体の運用がなされ、どの病院から退院しても必要な介護サービスが受けられるように、医療と介護の連携を強化するということが、概略、頭の中に入ってまいりました。

在宅医療には、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、ケアマネジャー

一など、多くの職種がチームになって患者さんの生活を支える医療という仕組みで、住み慣れた場所での療養が可能だということもわかりました。

このイズムリンクは、情報を共有するために、当村になじみの深いICTを活用した在宅療養、地域包括ケアシステムでございますが、これの有用な連携ツールと考えられております。もちろん、システムのセキュリティは対応されておるようで、検索や書き込みなどは、誰でもができるものではないようです。

ということで、大まかな概要をつかんでまいりましたけれども、こういったものはできるだけ、できるだけといいますか、趣旨と徹底につきまして、ガイドラインを作ってくださいまして、それを全戸に配布していただけたらなと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） ちょっとお答えする前に、櫻井議員にお聞きしたいと思いますので、反問をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○副議長（小池 豊） 反問を許可します。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） それでは、櫻井議員にご質問いたします。

今、イズムリンクの仕組みということで、全村民の方に周知するガイドラインというものを配布したらどうか。作成し、配布したらどうかということでしたけれども、櫻井議員の考えます全村民に周知するガイドラインというのは、どのようなものをお考えでしょうか。

○副議長（小池 豊） 反問に対して、答弁願います。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいまの反問にお答えをさせていただきます。

チームによる医療の連携ということを図式化されたものが、地域包括ケアシステムでいただいた資料の中にもございまして、そういうものを村民の皆さまが、見やすく、わかりやすく、判断ができる、理解ができるというもののその仕組みの内容ですね、このイズムリンクというものの、それを頭の中で見て理解していただいて、住民の皆さんがそれを納得、納得といいますか、わかっただく、そういうような資料のことでございます。でよろしいでしょうか。

○副議長（小池 豊） 櫻井議員の答弁が終わりました。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） それでは、私の方から、その点につきまして回答をさせていただきます。

議員のご指摘のイズムリンクといいますのは、先ほど議員も説明がございましたけれども、飯田下伊那診療情報連携システムの略称でありまして、在宅療養を支える医療、介護の多職種の連携に有用なシステムということでつくられたものであります。

南信州広域連合では、平成28年度より14市町村や医師会等のさまざまな団体を構成されました「南信州広域連合在宅医療・介護連携推進協議会」を発足しまして、その中の1つの部会において、イズムリンクの活用について検討がなされてきました。

イズムリンクのシステムにつきましては、平成21年に導入されまして、地域の参加医療機関をインターネット回線で接続し、それぞれの医療機関が所有している診療情報を、相互の参照を可能としまして、緊密な医療連携を実現するシステムでありましたけれども、在宅医療を実現するには、医療機関だけではなく、訪問看護ステーションやケアマネジャー等の24時間365日の多職種による連携が重要であり、医療相互の連携が主体だった、医療と介護を連携と重視したシステムに転換するよう、検討を行ってきております。

このことによりまして、医療連携ネットワークに参加している施設の診療情報の共有ができ、一貫した医療が可能となり、重複した検査や薬の処方がされないことから、医療の効率の改善や医療費の削減につながることで、医療・介護サービスが切れ目なく受けられることなどの利点があります。

昨年12月末現在で、イズムリンク参加の同意をした施設が184施設、登録患者数1万9,463人とお聞きをしております。

イズムリンクは、主に退院時、もしくは在宅から入院時に活用されるシステムでありますけれども、そういった際に、主治医やケアマネジャー等から対象となる方に内容を説明し、活用を開始するものになりますので、村としましては、イズムリンクについての周知やガイドラインの計画作成は、計画をしております。

イズムリンクはあくまでも、在宅医療・介護連携の1つのツールでありまして、村として行っていくことは、医療・介護・介護予防や生活支援が一体的に行われる地域包括ケアシステムの理解を深めていくことだというふうに考えております。

なお、広域連合では、イズムリンクに関するホームページを作成中でありまして、4月には公開予定ということで、多くの介護事業者や医療介護に携わる多職種の方の理解を深めていく予定だというふうに伺っております。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ガイドラインの作成が、お考えにないということがわかりましたけれども、何かの、何と言いますかね、医療の公にそのチラシ等をうたれるような機会があるときに、そんなようなこともちょっと含めておいていただければよろしいのかなというふうに考えます。

なお、病院の、病院とか診療所の連携等では、かかりつけ医の紹介状がない場合の受診なんかも、だいぶ変わってきておるようでございますし、市立病院でも、10月からそういう紹介状がない場合の初診料は5,400円になるそうですし、また、再診も、再診料は2,700円ということでございます。

医療機関の機能分担と連携を強化されるというようなことではあるようですが、このような地域包括システムのイズムリンクの仕組みを、何らかの形で村民の皆さんに理解がしていただけたらと思います。

以上で私の質問を終わります。

○副議長（小池 豊） 以上で櫻井登議員の質問を終わりました。

---

◇ 通告6番 福澤 眞理子 ◇

○副議長（小池 豊） 続きまして、通告番号6番、福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 議席番号3番、福澤眞理子です。

2つの質問をお願いします。

まず1つ目ですけれども、電磁波の影響について心配の声が、一部ではありますが出ております。どう考えられるかということでお聞きしたいと思います。

喬木村におきましては、ICTを活用した教育に先駆的に取り組み、先だっては文部科学大臣表彰を受けられました。学校の授業だけでなく、土曜塾や未来カレッジなど取り組まれております。放課後の取り組みも、子どもたちも楽しんで積極的に取り組んでいるというふうに、関係者のお話もお聞きしているところであります。

昨年行われたICT教育シンポジウムにも参加させていただいて、授業を参観させていただきました。小規模校の児童にとって、とても効果は大きいのではないかとこのように感じました。

シンポジウムの中で、先生方におかれては、当初はとても大変だったが、取り組みを進める中で、普通授業の改善にもつながっているという報告もお聞きいたしました。



私たちの現在の生活では、携帯電話とかスマホの普及率は、国民全体で95%にも上るといふうにいわれています。今や家庭電化製品など、便利さやスピードと引き替えに電磁波に包囲された生活になっていると思います。村でも、情報機器関連の事業が進められていく予定となっています。その流れは止められるものではないと思いますし、必要に迫られて、今後さらに、情報関連知識や技能も求められる社会に進んでいくものと思います。

その中で一部ではありますが、健康被害はないのか、という心配する声もお聞きしております。

WHOの電磁界プロジェクトの見解では、携帯やスマホ、無線ネットワークなど、健康に悪影響を与える科学的根拠はないと、現在は結論づけられているようです。

ただ一方で、健康被害を心配する問いに対して、電磁界情報センターにおきましては、科学に百点満点はありません。リスク評価の際は、誤った判断をしていないか、確かめる必要があることから、ヒルの判定基準という9つの基準に基づいて、電磁界ばく露と健康影響との間に因果関係があるのか、ないのかを慎重に判定します。もちろん、科学は盤石ではありませんので、今後、新たな発見があるかもしれませんので、そのときには再度、リスク評価をして判断することになります。ともいわれております。

先ほど申し上げましたように、健康について心配される声もあります。電磁波の環境は、学校よりも、学校の時間の中の限られた時間よりも、家庭におけるばく露の方が大きいというふうには思いますが、そのような心配の声について、どのように考えられておられるか、お聞きしたいと思います。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦） はじめに、電磁波について、お話をさせていただきますが、電磁波とは、ラジオやテレビ、携帯電話などで使用されるものから、太陽光やレントゲンなどで使用されるX線などさまざまなものがありまして、人工的なものに限らず、自然界にも広く存在をするものです。

電磁波は、周波数によって性質が異なり、大きくは電離放射線と非電離放射線の2種類に分けられております。

電離放射線は、通常放射線と呼ばれ、病気の治療などに使われるX線やγ線がこれ

に含まれています。電離放射線は、周波数が非常に高く、高いエネルギーを持つことから、原子や分子から電子をはぎ取る作用を引き起こすため、健康に影響を及ぼすことが懸念をされています。

非電離放射線の電磁波の中でも周波数が3 THz以下のものを電波といい、電波が生物に及ぼす作用については、刺激作用と熱作用があります。刺激作用とは、非常に強い電波にさらされた場合に、神経や筋肉に影響を与えることをいい、熱作用とは、同じく非常に強い電波にさらされたことにより体温が上昇することで、電子レンジがこの原理を応用しています。

テレビ・ラジオや携帯電話、無線LANなどで使用している電波につきましては、先ほど申し上げましたような人体に有害な影響が出ないように、一定の基準を定めておりまして、この基準自体が、人体に影響を及ぼす値の50分の1以下となっております。

一方で、基準値以内の弱い電波が健康に与える影響につきましては、議員のご質問にもありましたとおり、世界保健機構WHOが公表しているファクトシートによりますと、健康に有害な影響を生じるという科学的根拠はない、というふうに結論づけております。

また、議員よりご質問をいただきました、心配の声についてですが、電磁波に関しての健康被害を心配する声について、少なからずあるということでしたが、小中学校に確認したところでは、保護者、地域の皆さまからの具体的なお意見は伺っておりませんし、役場の方にも寄せられてはいないということがございます。

テレビ放送が開始されてから60年以上が経過をしております、近年では、家電製品や携帯電話のほかに無線LAN環境などの利用が進み、IT技術の進歩とともに、今後もさらに電波の利用は、電波の有効利用が見込まれております。

このような環境の変化に対応するため、電磁波が生物に及ぼす影響については、世界各国で50年以上にわたって研究が重ねられておりますので、今後、健康被害に関する事実が認められるような場合には、児童・生徒はもちろん、地域住民の皆さんへの情報提供を行っていきたいというふうに考えております。

また、現時点で、漠然とした不安を持っていらっしゃる方もいるかと思えます。具体的に心配するような声が寄せられた場合には、個別に相談に応じることで、不安の払拭に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） 答弁の内容はよくわかりました。で、電磁波についても、そのような情報を自分自身も得ております。

ただ、健康はやっぱり守らなければなりませんし、無用な不安を煽るつもりもありません。で、ただ、健康について心配される声もあるということは、そういうお話もお聞きしておりますので、具体的に今、何が問題が起こっているということではございません。ただ、不安や心配な声があれば、今おっしゃられたように、情報提供し、共有しながら、一緒に考えていくという姿勢で、対応をぜひしていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

1つ目は以上です。

2つ目の質問ですが、地域住民への学校からの期待ということで、お聞きしたいと思います。

先ほど後藤澄壽議員の方からも、村を愛する子どもにどうやって、というご質問がありましたので、重なる部分があるかと思えますけれども、私も、祖父母参観などで学校に行く機会が増えました。

最近、担任の先生から依頼を受けて、児童と行動を共にする機会を得ました。テーマは地域探検でした。先生からの依頼を受けて、地域の方にお話ししていただくようにご協力をお願いして、子どもたちと一緒に勉強をさせていただきました。

参観やそのような活動を通じて、学校が地域に開かれ、地域住民の方々がさまざまな形で児童・生徒に関わっておられるということがよくわかりました。学校の中だけでなく、広く人間関係を築くことができることは、子どもたちの成長にとっても大きな影響を与えるものと思っております。顔の見える関係ができるということは、もう一方で、子どもたちの安全を守るということにもつながるように感じております。

ぜひ、地域の中の学校であり続けてほしいというふうに願っております。地域に開かれた学校でいてほしいという願いの中で、学校、教育委員会としては、地域あるいは地域住民にどのようなことを期待されておられるか、お聞きしたいと思います。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

菅沼教育長職務代理。

○教育長職務代理（菅沼利光） 喬木村の小中学校では、地域の皆さまのご協力をいただく中で、体験学習や学習支援、また村の偉人や地理、歴史、農業等の学習を行っており

ます。このような学習を行うためには、地域の方が講師になって子どもたちを教えるなど、学校と地域が連携して、子どもたちを育てることが大切であります。

来年度からは、さらに学校と地域が連携した、地域に開かれた学校の実現を目指すために、コミュニティスクールの運営、充実を進めてまいりたいと考えております。そして、この喬木村という地域に、誇りと愛着を持つ子どもたちを育てていきたいと考えております。

コミュニティスクールであります。コミュニティスクールは、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支える、地域と共にある学校づくりを進める法律に基づいた仕組みです。

教育委員会では、既に各校でコミュニティスクールを運営、支援する団体、学校運営協議会の組織をつくり、来年度への準備を進めています。来年度は、今まで以上に学校のニーズに合わせた組織的な地域教育ができるものと考えております。

また、来年度、教育委員会に配置される学校教育専門監に期待することとして、喬木村に誇りと愛着を持つ子どもの育成に関わる教育方針の策定、保小中連携一貫教育の推進、コミュニティスクールの充実が挙げられています。喬木村を愛する子どもを育てる地域教育に関わる学校教育専門監と地域の関わりを期待するところでもあります。

地域や地域住民の皆さまへの期待する点でございますが、学校では、今後さらに地域の特色や歴史、特産物、伝統、文化、工芸品などを学んでいく機会を増やしていきたいと考えており、それに関わっている地域の皆さまが講師となって、直接ご指導いただきたいと考えておりますので、その際、地域の皆さまには積極的に参加、参画いただけるとありがたいと考えております。

また、児童・生徒が地域に出かけて、地域の皆さんの経験や知識を聴き取り、子どもたちが住むこの地域を知る学習を実施してまいりますので、地域の皆さまには、地域に開かれた学校実現のために、今まで以上に学校教育に積極的に関わっていただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） さらに広げていく方向だということで、ぜひお願いしたいと思えます。ただ、その方向はとても歓迎するものでありますけれども、上からこう、大人の

考えだけでこう進めるのではなく、やっぱり児童・生徒の積極性というか、関心とか、こうしてみたいとか、こういうことを知りたいとか、今の私の関わった児童の皆さんも、積極的に自分たちで勉強して、こういうことを知りたい、ああいったことを知りたい、あそこへ行ってみたい、ここへ行ってみたいというふうに、とても積極的に勉強に取り組んでいるように感じております。そういう子どもたちの声も大事にしたいだけながら、大人が、学校が、地域が、支援するという形でぜひ進めていただきたいと思っております。

以上で質問を閉じます。

○副議長（小池 豊） 以上で福澤眞理子議員の質問を終わりました。

---

◇ 通告7番 後藤 章人 ◇

○副議長（小池 豊） 続きまして、通告7番、後藤章人君。

○8番（後藤章人） 議席番号8番、後藤章人でございます。

本日は、当村における保育園の安全管理、特に園外保育における安全について、質問いたします。

私は以前に、保育園において、園児を取り巻く環境の中で、安全というものは守られているのか、どのように守られているのかを質問いたしました。

北保育園へ出向きまして、園長先生より各部屋の中を見せていただき、保育士の、保育士不足の中、各保育士さんがさまざまな負担を背負いながら、必死で保育に携わっているお話をお聞きしました。

そして、園内の遊具の定期的な点検をはじめ、室内の鍵の位置、コンセントの位置、指を挟まないよう工夫された椅子・机などの置き場所、さまざまな面で子どもたちの安全に留意した環境内で保育がなされているんだということを感じてまいりました。

しかし、保育は、園内ばかりで行われるものではないことは当然のことです。園外保育も行われているところでございます。

そこで、最近、当村近くの園で園児の痛ましい事故が起きました。それを念頭に置いて、当村は保育園の園外保育の安全管理について、どのように行っているかをお聞きいたします。

先ほど、ただいま申しましたが、本年2月23日に当村近くの保育園で、保育園児が保育中に緊急搬送される事故が起きました。

また、2017年4月14日には神奈川県で、また、同8月25日には埼玉県で、

それぞれプールでの死亡事故が起きております。

そこで、喬木村の保育園の安全管理はどのようになっているのか。保育園安全管理の内容を、そういう冊子の内容を見せていただきました。そこで気づいたことを何点か述べさせていただきます。

いくつか例を挙げますと、日常保育における安全管理という項目の中の1番、大きな1番、登校園の安全確認の中、(1)登校園、バスから降りる様子を書いてありまして、最後の方に、園児の受け入れに万全を期すること。同じく(2)番に、引き渡しを確実にを行うようにする。また、大きな2番の保育中使用する用具・工具、そして工作材料等の取り扱いというものの項目の中で、(2)番、使用方法、安全な取り扱いを園児に理解させ、あと文章が続いております。また、大きな4番の川遊びで特に注意することの中で、川遊びの際、監視の職員の配置などについて、具体的な場所、人数が記されているものかなと思ったところ、それは記されておられません。

今の川遊びの件ですが、川遊びについて、少し注意することについて聞いてみましたところ、3園の保育園の保護者の方に何人かに聞いてみました。川遊びの実施についてですけれども、北保育園・中央保育園は、このところ川遊びはしてないなあ、保護者の方は「記憶にないなあ」なんていうことを言っておりました。南保育園では、現在、小学校2年生の子どもを持つ母親が、「うん、川遊びそのところをやったことはあります。年に1回ぐらいやったのかなあ」というようなことを申しておりました。これが確実に確認したわけではありませんけれども、そんな程度の記憶でお話を伺ったところでございます。

年に1回、もしくは何年かに1回の実施であっても、当然、川遊びをする以上、それに関する安全管理について明記しておく必要はあると思いますが、実施回数が少ないと、その文も形骸化されてしまうのではないかというおそれを感じます。危険に対する意識の維持、そして現場でマニュアルどおり動けるのか、訓練また学習が必要ではないでしょうか。そんなことを思うところでございます。

何をする、ということは明記されているが、どのように行うか、ということは明記されていないということを感じたところでございます。

そこで、質問に入ります。

①この保育、保育園安全管理は、いつごろ作成されたものであり、見直しとか検討はなされているのでしょうか。お聞きします。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 保育園の安全管理マニュアルにつきましては、30年ほど前に作成しております。見直し、検討につきましては、毎年検討、見直しを行いつつ、現在に至っている状況となっております。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 30年前というと、かなり古い気はしますけれども、現に利用する際に、現在でも通じるような細かいことまで規定されているんだということを、いま感じたところでございます。

そして、いま30年ほど前に作成、そして毎年検証、検討されているということでございましたが、その中、保育士の皆さま方は、読み合わせとか、学習とか、そんなことは年何回かやっておられるのでしょうか。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 保育士の読み合わせなどの学習につきましては、年度の初めに、3園の全職員合同による読み合わせ研修を行っております。

各園では、施設や園外保育など細かい部分が異なっておりますので、園の実情に応じて想定される危険箇所について、確認、検討を行ってきているところです。

また、遠足、プール遊びなどについては、実施時期の都度確認を行っております。6月から7月にかけては、救急法・応急措置の講習会、医師による病気・けがの対応研修会等を実施してきているところであります。

また、不審者の対応につきましては、保育士だけでなく、園児と共に実施するなどの対策を実施しております。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 私が考えていたより、当然私は素人ですので、子どものことしか考えなかったんですけれども、かなり訓練といいますか、学習をしていてくださるんだということを感じました。

ただ、先ほどもちょっと出しました川遊びの件ですけれども、毎年必ずやっていることであると、やっぱり実感としてその文言が身に入ってくると思うんですけれども、何年にいっぺん、もしくはやるか、やらないかというような中での文章というものは、

形骸化していくおそれがあるんじゃないかと、先ほど申しましたように、危機感の維持というものは大変難しいものだと思います。ですから、そういうことの起こらないような学習といいますか、訓練をぜひともお願いしたいと思うところでございます。

また、最後ですが、子どもの動きというものは、どんなときでも想定内であるということは絶対にあり得ません。この安全管理のその文章、先ほど申しました何をするということは明記されていまして、じゃあどのようにということについては、具体的にはあまり明記されていないんじゃないかというように私は感じたわけですが、これをもう少し具体的な文章として載せるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 保育園の安全管理マニュアルにつきましては、保育園としての基本的な管理体制、対応策を明記しているものになりますので、議員がおっしゃられるとおり、何をするということが明記されておりますけれども、どのように行うかという細かいところというのは、基本的な管理体制ということで、細かいところまでは明記をしておりません。

現在、各保育園では、園内の遊具につきましては、保育士による目視点検を毎週実施しておりまして、園外保育につきましては、事前に担当保育士が下見を行いまして、保育士の配置、それから見守り場所を確認した上で、園外許可申請書を作成して園長に提出しております。それを見た園長が許可した場合のみ、実施するような形をとっております。

また、自然災害、不審者対策につきましては、各園において危機管理マニュアルを作成して対応するようにしております。

常に危険な箇所や場면을想定して、職員間の共通理解を図る中で、引き続き子どもたちへの安心、安全な対応に努めてまいりたいと考えております。

マニュアルを具体的に文章化すべきといった議員のご質問につきましてはですが、議員のおっしゃられるとおり、子どもたちの動きの想定は多岐にわたりますので、具体的な文章化についてですけれども、こちらのマニュアルを見直す段階でできるだけ行っていきたいと考えておりますが、先ほど申し上げました、現在ある安全管理マニュアルを基に、保育士だけではなくて、教育委員会も共に子どもたちの目線に立って、日々の安全管理、事前点検、職員配置等を行っていきたいと考えております。



また、保育士同士が危機管理に対する意見交換を定期的に行うために、危機に対する意識を共有するワークショップ形式の危機管理研修会を、来年度以降、持続的に行っていきたいと考えております。

○副議長（小池 豊） 市瀬村長。

○村長（市瀬直史） ご質問いただきました保育園の件につきましては、つい最近、隣町で大変痛ましい事故が起きた。また、結果も悲しい結果になってしまったということで、私も心を痛めておまして、これからの保育園の安全管理にどうしなきゃいけないのかというのは、この村にとっても大変重要な問題だというふうに思っております。

ご質問の中にありました川遊びの件につきましても、実はこれも隣村で川遊び中に命を落とすような事件があったということで、ここは慎重に判断をしなければいけないということで、近年、行われていないのかなというふうにも思っております。

結局、何かあったときに、堤防を越えて安全に逃げられる道が確保されないところでの遊びは、なかなか危険なのかなあというふうに思っているところです。

ただ、子どもたちが、こう園内にこう押し込めておいて、園内の中が必ず安全だというわけではないんですけれども、園外活動をなくしてしまうということになりますと、子どものうちに経験していただかなきゃいけない好奇心ですとか、想像力ですとか、冒険する気持ち、探究心、ここいらの大事な大事な要素がすべて奪われてしまうということになりますので、危険がないというところはないというふうに承知をしておりますので、それを承知で最善を尽くして、子どもたちの心、気持ちを引き出すための努力をしていかなきゃいけないということで、なかなかいろんな場面が想定されますので、一つ一つ文章に残すということは、大変難しい作業だということは、ご理解をいただければありがたいなというふうに思っております。

例えば、中央保育園の子どもたちが、あの芝生のグラウンドに遊びに行きますと、一番最初に目に飛びついて子どもの好奇心を煽るのは、やっぱり八幡様、石段もあってお宮があって、かくれんぼするにはいろんな場所があってということなんですが、ここにはいろんな石の構造物がありまして、そこが安全かどうかというのを、現場の保育園の保育士たちが、実はですね、ここから先には子どもたちを入れないよという事前の下見の中でも決めておまして、子どもたちの気持ちを阻害しない範囲で、安全な範囲でこう探検をしてもらおうような方策も、その都度その都度とっておまして、なかなかそういうわけで、いろんな項目について文章にするというのは難しいのかなというふうに思っております。

いずれにしましても、これから保育園の園内はもちろん、園外につきましても、安全管理について、それからこれからの喬木村の保育園のあり方については、今しっかりと検討をしなければいけないということで、今議会でも条例で、運営委員会の増員をお願いをしておりますけれども、しっかりと検討してまいりまして、喬木村の宝であります子どもについては、村が責任を持ってお預かりできる体制をつくっていきなというふうに思っているところであります。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） ただいまの局長の答弁、それから村長の答弁、子どもたちをいろんな面で幾重にも守られているのだなということは感じましたので、非常にうれしいといえますか、安心したところでございます。

最後に、新入園児を迎える親たちからの、いろいろこの件に関して質問するについて、いろいろ取材といいますか、お聞きしてきた中での出た言葉をちょっと紹介させていただきたいと思います。これは、通告外のことで質問ではございませんので、よろしく願いいたします。

保護者の皆さまは、いろんな不安を抱いております。特に3月に入りまして、もうすぐ4月、新入園の時期を迎えたところでありますので、さまざまな不安があるんだなということを感じました。実は、自分がこの園外保育の危険性のことについて、保護者の方々に聞いたかったんですけども、そのことよりも違ったことでいくつか出ましたので、ちょっと紹介させていただきます。

やんちゃな子で、園外で遊ぶとき、目がほんとに先生方は届くんでしょうか。園内でさえけがをして帰ってくることもあるのに、ほんとに大丈夫でしょうか。また、先日起きた事故を挙げて、散歩でけがをしてこないか、またはそれ以上のことになるんじゃないかということが心配です。また、ちょっと関係ないことですが、給食をちゃんと食べられるのだろうか。集団生活がうまくできるのだろうか。また、昼寝が保育園の時間帯でちゃんとできるのだろうか。また、そして保護者自身が、担任やクラスの母親とうまくやっていけるのだろうか、不安、心配で怖いです。

いま申しましたのはほんの一部ですけれども、本日、私が質問しようとした園外保育の安全性ばかりでなく、保護者の方々はその心配は、いま申し上げたように、さまざまな方向に向いております。毎日、保護者から大事な子どもたちの命を預かり、安全に気をつけて保育するということは、とても大変なことであるということ、今

の答弁の中からも察したところでございます。また、保護者は、体の安全や不安のほかに、保育士の皆さんの話し方とか、雰囲気、そして登園時の園全体の雰囲気に、安心感を得たりまた不安を感じたりすることがある、そんなふうにもお聞きしております。

安心して子どもたちを預けれるような話し方だとか、雰囲気づくり、安心、安全にますます心がけていただきたいと、そんなふう感じたところでございます。

以上です。

○副議長（小池 豊） 以上で後藤章人議員の質問を終わりました。

---

### 3. 散 会

○副議長（小池 豊） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変にご苦労さまでした。

---

散 会 午前11時52分